

(別紙2)

○ 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 (平成18年12月6日障発1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障発第 1206002 号 平成18年12月6日 一部改正 障発 0330 第 6 号 平成24年3月30日 最終改正 障発0329 第 13号 平成25年3月29日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて</p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助並びに施設入所支援(以下「障害福祉サービス等」という。)の提供に当たって、当該障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほか、利用者から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号)において規定されているところであるが、障害福祉サービス等において提供される便宜のうち、「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」(以下「その他の日常生活費」という。)の具体的な取扱いについて下記のとおり定めたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機</u></p>	<p style="text-align: right;">障発第 1206002 号 平成18年12月6日 一部改正 障発 0330 第 6 号 平成24年3月30日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて</p> <p><u>障害者自立支援法による療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助並びに施設入所支援(以下「障害福祉サービス等」という。)の提供に当たって、当該障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほか、利用者から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号)において規定されているところであるが、障害福祉サービス等において提供される便宜のうち、「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」(以下「その他の日常生活費」という。)の具体的な取扱いについて下記のとおり定めたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</u></p>

<p>関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。 なお、平成18年3月31日付け障発第0331018号当職通知「特定費用の取扱いについて」は平成18年9月30日限り廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6 (略)</p>	<p>なお、平成18年3月31日付け障発第0331018号当職通知「特定費用の取扱いについて」は平成18年9月30日限り廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6 (略)</p>
---	---